

元長薬発第 743 号
令和元年 10 月 28 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し
当該延長後の満了日を令和 2 年 3 月 31 日とする措置を指定する件等について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本薬剤師会より別添のとおり通知がありました。

令和元年台風第十九号による災害が特定非常災害に指定されたことに伴い、当該
災害の被害者の権利利益であって、その存続期間が災害の発生日以後に満了するも
のについて、当該権利利益に係る満了日を令和2年3月31日まで延長する措置を講ず
ることにつきましては、令和元年10月24日付 元長薬発第726号でお知らせしたとこ
ろですが、今般、難病法における特定医療費の支給認定等、健康行政に関する法令
の運用における留意点等が示されました。

つきましては、取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知下さいますよ
う、よろしくお願いいたします。

なお、本通知につきましては、本会ホームページ(トップページ>台風 19 号災害情
報)に掲載予定です。

長野県薬剤師会

担当：保険医療課 中島・大塚・桐山

〒390-0802 松本市旭 2-10-15

TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075

E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

日 薬 業 発 第 245 号
令 和 元 年 10 月 25 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し
当該延長後の満了日を令和2年3月31日とする措置を指定する件等について

標記について、厚生労働省健康局長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

令和元年台風第十九号による災害が特定非常災害に指定されたことに伴い、当該災害の被害者の権利利益であって、その存続期間が災害の発生日以後に満了するものについて、当該権利利益に係る満了日を令和2年3月31日まで延長する措置を講ずることにつきましては、本年10月23日付け日薬業発第238号にてお知らせしたところです。

今般、難病法における特定医療費の支給認定等、健康行政に関する法令の運用における留意点等が示されています。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

健 発 1024 第 6 号
令和元年10月24日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に
関し当該延長後の満了日を令和2年3月31日とする措置を指定する件について

健康行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

今般、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和2年3月31日とする措置を指定する件（令和元年厚生労働省告示第148号）」の告示中、健康行政の関係法令に係る事項につきまして、令和元年10月24日付けで別添のとおり都道府県民生・衛生主管部（局）宛て通知いたしましたのでご連絡いたします。

貴団体におかれましても、緊急事態であることに鑑み、御理解、御協力を賜り、関係者への周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

健 発 1024 第 5 号
令和元年10月24日

都道府県民生・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に
関し当該延長後の満了日を令和2年3月31日とする措置を指定する件について
(施行通知)

今般、令和元年台風第19号による災害が、「令和元年台風第19号による災害に
ついての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令
和元年政令第129号）」（別添1）により、令和元年10月18日付けで特定非常災
害として指定され、被災者の行政上の権利利益の満了日が令和2年3月31日と
されたことを受け、令和元年10月21日付けで「特定非常災害の被害者の権利利益
の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条
第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和2年
3月31日とする措置を指定する件（令和元年厚生労働省告示第148号）」（別添
2）が告示された。

この告示中、健康行政の関係法令に係る事項は、下記のとおりであるので、御
了知の上、貴管下の市町村への周知をお願いしたい。

記

第1 満了日の延長を行った権利利益

- 1 告示により満了日を延長した権利利益については、別添2のとおりであ
り、そのうち健康行政に関する権利利益の延長を行ったものは次のとおり
である。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係

- 小児慢性特定疾病医療費の支給認定（特定被災区域内に居住地を有する
者に係るものに限る。）（第19条の3第3項）

(2) 予防接種法（昭和23年法律第68号）関係

- 医療費及び医療手当の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者
に係るものに限る。）（第15条第1項の規定に基づく同法第16条第2項第1
号）
- 遺族年金又は遺族一時金の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有す

る者に係るものに限る。)(第15条第1項の規定に基づく第16条第2項第4号)

- 葬祭料の給付の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第15条第1項の規定に基づく第16条第2項第5号)

(3) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成21年法律第98号) 関係

- 医療費及び医療手当の給付の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第3条第1項の規定に基づく第4条第1号)
- 遺族年金又は遺族一時金の給付の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第3条第1項の規定に基づく第4条第4号)
- 葬祭料の給付の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第3条第1項の規定に基づく第4条第5号)

(4) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成23年法律第126号) 関係

- 追加給付金の支給の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第8条第1項)
- 定期検査費の支給の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第12条第1項)
- 母子感染防止医療費の支給の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第13条第1項)
- 世帯内感染防止医療費の支給の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第14条第1項)
- 定期検査手当の支給の請求(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第15条第1項)

(5) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号) 関係

- 特定医療費の支給認定(特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。)(第7条第1項)

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百二十九号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和元年台風第十九号による災害を指定し、同年十月十日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和二年三月三十一日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和二年一月三十一日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和三年十月九日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和二年五月二十九日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和四年九月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

法務大臣 河井 克行

○厚生労働省告示第百四十八号
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和二年三月三十一日とする措置を次のように指定する。
令和元年十月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（令和元年台風第十号に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十條第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和二年一月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
職業安定法第三十三條第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和二年一月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号又は第二号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第十九條の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十條第一項の規定に基づく療育の給付	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十一條の五の三第一項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
児童福祉法第二十一條の五の五第一項の規定に基づく障害児通所給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四條の二第一項の規定に基づく指定障害児入所施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
児童福祉法第二十四條の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四條の二十六第一項第一号の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三條第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者
食品衛生法第五十二條第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五條第一項の規定に基づく同法第十六條第二項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三條の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五條第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九條の規定に基づく指定医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定医療機関を有する者

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四十一条の規定に基づく毒物又は劇物の製造業者若しくは輸入業者又は販売業者の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬使用者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という）第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に薬局を有する者
医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く。）「医薬部外品」又は化粧品「の製造販売業の許可」（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く。）「医薬部外品」又は化粧品「の製造業の許可」（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所がある者
医薬品医療機器等法第二十三条の二第二項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	特定被災区域内にその製造する医療機器等の製造販売業者の主たる事務所がある者

医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録・認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に在る登録・認証機関の登録の申請をする者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する再生医療等製品の製造販売業者の主たる事務所在る者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に店舗を有する者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）	特定被災区域内において業務を行う者
医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第一項の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給	特定被災区域内に居住地を有する者
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。）第五十一条の規定に基づく労働者派遣事業の許可	労働者派遣法第五条第一項の許可を受けた者又は労働者の派遣事業の適正な運営の確保等に関する法律（平成二一七年法律第七十三号）附則第三条第七項の規定により労働者派遣法第五条第一項の許可

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	特定被災区域内に居住地を有する者又は特定被災区域を包括する都道府県庁の登録を受けている者の登録を受ける者
介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第一百七十七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第一百五十五条の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）以下「障害者総合支援法」という。第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者総合支援法第二十九条第一項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定（特定被災区域内に在る事業所又は施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所又は施設を有する者

障害者総合支援法第五十一条の五第一項の規定に基づく地域相談支援給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
障害者総合支援法第五十一条の十七第一項第一号の規定に基づく指定特定相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
障害者総合支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者総合支援法第五十四条第二項の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定自立支援医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定自立支援医療機関を有する者
健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の平成二十年法律第二号）第七條第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第三條第一項の規定に基づくしくは遺族一時金又は同法第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第八條第一項、第十二條、第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定に基づく追加給付金、定期検査費、母子感染予防医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第十号）第六條第一項の規定に基づく養子縁組あつせん事業の許可	特定被災区域内に事業所を有する者
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成十六年厚生省令第六十三号）第十三條第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請	特定被災区域内に居住地を有する者